

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	17,406,421	負債の部	6,241,286
流動資産	10,955,041	流動負債	4,039,292
現金及び預金	283,882	買掛金	2,398,109
グループ内預入金	2,197,408	短期借入金	230
受取手形	223,682	リース債務	55,048
売掛金	5,025,471	未払金	126,609
商品及び製品	824,725	未払費用	361,116
原材料及び貯蔵品	856,565	未払法人税等	334,332
仕掛品	1,235,955	未払消費税	141,630
リース投資資産	213,740	前受金	4,730
未収入金	93,315	預り金	73,061
その他	40,108	前受収益	680
貸倒引当金	△ 39,815	賞与引当金	520,493
固定資産	6,451,380	役員賞与引当金	23,250
有形固定資産	4,365,004	固定負債	2,201,994
建物	1,824,084	退職給付引当金	1,951,706
構築物	27,984	リース債務	231,963
機械装置	237,542	長期預り金	16,214
車輛運搬具	172	その他固定負債	2,110
工具器具備品	211,966	純資産の部	11,165,135
土地	1,759,641	株主資本	11,015,501
リース資産	261,851	資本金	327,220
建設仮勘定	34,402	資本剰余金	5,007,688
一括償却資産	7,358	資本準備金	5,555
無形固定資産	150,311	その他資本剰余金	5,002,133
電話加入権	7,316	利益剰余金	5,680,593
商標権	70	利益準備金	76,250
ソフトウェア	142,924	その他利益剰余金	5,604,343
投資その他の資産	1,936,064	別途積立金	3,049,967
投資有価証券	1,087,095	繰越利益剰余金	2,554,375
関係会社株式	2,000	(うち当期純利益)	(762,927)
繰延税金資産	752,191	評価・換算差額等	149,634
その他	117,648	その他有価証券評価差額金	149,634
貸倒引当金	△ 22,870		
合 計	17,406,421	合 計	17,406,421

(注) 単位未満の端数は切捨て表示をしている。

個別注記表

(2023年 4月 1日 から
2024年 3月 31日 まで)

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - a 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (a) 時価のあるもの
当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法によっている。
(評価差額は全部純資産直入法によって処理している)
 - (b) 時価のないもの
移動平均法による原価法によっている。
 - b 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (a) 量産品及び計器修理品は総平均法による原価法によっている。
 - (b) 個別受注品は個別法による原価法によっている。
なお、原価法については、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - a 有形固定資産
定額法によっている。
 - b 無形固定資産
定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - a 貸倒引当金
売掛債権等の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - b 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
 - c 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
 - d 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。
 - (a) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
 - (b) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理している。
- (4) 収益及び費用の計上基準
商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っている。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識している。
- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。